

内閣参質一五七第一号

平成十五年十一月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員吉岡古典君提出えびの市に設置されたVLF通信基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉岡古典君提出えびの市に設置されたVLF通信基地に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において固定資産税を課することができないものとされている国又は地方公共団体の所有する固定資産のうち、国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産、国有林野の土地等について、固定資産税の課税客体となつている他の同種の固定資産との均衡やこれらの固定資産と所在市町村との間における受益の関係等を考慮し、これらの固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の定めるところにより交付されるものである。

御指摘の通信施設は、自衛隊が使用している通信施設であり、当該通信施設に係る固定資産は、国が自ら公用に供しているものであることから、市町村交付金の交付対象とされていないところである。

このように、自衛隊が使用している固定資産は、市町村交付金の交付対象とされていないところであるが、当該固定資産のうち、飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。以下同じ。）、演習場（しゅう舎施設を除く。以下同じ。）、弾薬庫（補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処

及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいう。以下同じ。）及び燃料庫（補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいう。以下同じ。）の用に供するものについては、これらの施設の所在する市町村の区域内において広大な面積を占有し、かつ、当該市町村の財政に著しい影響を及ぼしている実情があることにかんがみ、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百号）の定めるところにより、このような特殊性を有するこれら四施設の用に供する固定資産に限定して国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「基地交付金」という。）を交付することとしていくところである。

御指摘の通信施設は、これら四施設に該当しないことから、基地交付金の交付対象とされていないところである。また、自衛隊が使用している通信施設については、右に述べたような特殊性に乏しいことから、これを基地交付金の交付対象に加えることは困難であると考えている。

なお、御指摘の防衛庁に所管換した国有林野に係る土地に対して交付されていた市町村交付金の額は百

万円程度であったと推計され、これが交付されなくなったことにより、えびの市の財政に多大な影響を及ぼすものではないと考えている。

三について

お尋ねの「同様の事情」が何を指すのかが必ずしも明らかではないが、国有林野に係る土地が防衛庁に所管換えされ通信施設として使用されたことに伴い、市町村交付金の交付対象外となった土地の所在市町村及び当該通信施設の名称は、把握した限りでは、別表第一のとおりである。

四について

自衛隊が使用している施設のうち、飛行場、演習場、弾薬庫及び燃料庫以外のものは基地交付金の交付対象とされていないところであるが、自衛隊が使用している施設でこれら四施設以外の施設を基地交付金の交付対象に加えるよう要望している地方公共団体及び当該地方公共団体で構成する協議会並びに要望対象となっている施設は、平成十五年十一月一日現在においては、別表第二のとおりである。

基地交付金の要望対象となっている同表に掲げる施設については、一及び二について述べたような基地交付金の交付対象とすべき特殊性に乏しいことから、これらの施設を基地交付金の交付対象に加えるこ

とは困難であると考えている。

別表第一

都道府県	市 町 村	施 設
北海道	奥尻郡奥尻町	奥尻島分屯基地
	上川郡鷹栖町	鷹栖中継所
	石狩郡当別町	当別分屯基地
	稚内市	稚内分屯基地
		名寄宗谷送信所
青森県	むつ市	大湊航空隊障子山局
		大湊分屯基地
	下北郡大畑町	大石八森無線中継所
岩手県	下閉伊郡山田町	山田分屯基地
宮城県	仙台市青葉区	仙台寒風山中継所
秋田県	男鹿市	加茂分屯基地
	北秋田郡田代町	十ノ瀬山無線中継所
山形県	最上郡舟形町	長沢無線中継所
	東根市	長谷山無線中継所
	東田川郡立川町	清川無線中継所
	飽海郡遊佐町	女鹿無線中継所
福島県	双葉郡川内村	大滝根山分屯基地
	相馬市	手倉山通信中継所
茨城県	新治郡八郷町	百里基地八郷無人中継所
三重県	久居市	笠取山分屯基地
滋賀県	高島郡マキノ町	今津乗鞍岳中継所
広島県	呉市	呉膳棚山受信所
高知県	土佐清水市	土佐清水分屯基地
福岡県	筑紫野市	福岡二日市送信所
佐賀県	神埼郡脊振村	脊振山分屯基地
長崎県	下県郡厳原町	権現山中継所
宮崎県	えびの市	えびの送信所
	串間市	高畑山分屯基地

別表第二

要望団体	要望対象
全国基地協議会	自衛隊の使用するすべての資産
全国市議会議長会基地協議会	港湾施設、駐屯地、通信施設（分屯基地・通信所等）、補給処、学校、病院、地方連絡部等、飛行場（リンクトレーナー、着陸誘導訓練施設、管理棟、倉庫等）、演習場（しょう舎施設）
渉外関係主要都道府県知事連絡協議会	自衛隊施設のうち現在対象外となっている施設
防衛庁全国情報施設協議会	レーダーサイト及び通信所
北海道基地協議会	自衛隊の使用するすべての資産
埼玉県基地対策協議会	通信施設、隊舎、司令部等及びすべての土地
基地関係税務協議会	営舎施設、通信施設及び駐屯地の施設等
福岡県市町村基地関係協議会	駐屯地の弾薬庫
北海道恵庭市	駐屯地の隊舎施設及び敷地
宮城県桃生郡矢本町	飛行場の管理棟、隊舎、食堂、倉庫等
東京都	対象資産を拡大すること
東京都小笠原村	営舎施設、港湾施設、通信施設、駐屯地の施設、飛行場の全施設等すべての施設
神奈川県大和市	自衛隊の使用するすべての施設
神奈川県綾瀬市	自衛隊の使用するすべての施設
京都府舞鶴市	港湾施設
京都府宇治市	陸上自衛隊関西補給処内の燃料貯蔵施設
福岡県	駐屯地の弾薬庫
鹿児島県大島郡喜界町	通信施設

(注) 「要望団体」については、平成15年4月1日以後に要望のあった地方公共団体及び当該地方公共団体で構成する協議会を掲げている。